

# 「事業評価書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第369号)により新設された規制」の要旨

評価期間:平成18年5月から平成23年12月までの間

## 評価の対象とした政策

接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為に、刑法、労働基準法等に規定されている人身取引に関する罪等を追加した。

## 評価の観点

有効性及び効率性の観点から評価する。

## 効果の把握の手法及びその結果

- 改正令により追加された重大な不正行為を行ったことによる接客業務受託営業の営業停止処分件数を把握する。

改正令の施行日(平成18年5月1日)から23年の間、改正令により追加された重大な不正行為を行ったことによる接客業務受託営業の営業停止処分は無かった。

- 人身取引事犯の被害者の就労形態

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
売春婦	(統計無し)		4	7	3	2	1	5	10	3	16
ホステス			37	63	113	56	41	27	7	27	8
ストリップ嬢			39	4	0	0	0	0	0	0	0
ファッションヘルス嬢			3	3	1	0	1	2	0	1	1
その他			0	0	0	0	0	2	0	6	0
計		65	55	83	77	117	58	43	36	17	37

## 評価の結果

改正令の施行日(平成18年5月1日)から23年までの間、改正令により追加された重大な不正行為を行ったことによる接客業務受託営業の営業停止処分は無かった。これについては、接客業務受託営業を営む者にこれらの罪等を犯すことを抑止する効果を上げている可能性はあるものの、現時点において、当該規制の有効性及び効率性について十分に検証できるまでには至っていない。

なお、人身取引事犯の風俗営業、性風俗関連営業に関連する被害者数は、本規制を講じた平成18年以降、概ね減少傾向にある。